

# 告示

## 埼玉県告示第百八十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる収納事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和五年二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

受託者の住所、名称及び 代表者氏名	委託内容	委託期間
東京都豊島区東池袋四丁目五番二号 株式会社アイヴイジット 代表取締役 砂長 淳洋	埼玉県さいたま県税事務所、埼玉県川口県税事務所、埼玉県朝霞県税事務所、埼玉県川越県税事務所、埼玉県春日部県税事務所及び埼玉県越谷県税事務所において行う県税に係る徴収金の収納事務	令和五年三月一日から令和七年二月二十八日まで